



# 島根県報

令和7年7月4日（金）

第 6 3 1 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

土地改良区の定款変更の認可	（農 村 整 備 課）	2
解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
保安林予定森林	（        ”        ）	2
建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定の一部改正	（建 築 住 宅 課）	3

### 【公 告】

島根県難病患者等公費負担管理システム開発及び運用保守業務に係る提案競技 の実施	（健 康 推 進 課）	3
令和7年度毒物劇物取扱者試験の実施	（薬 事 衛 生 課）	8
公共測量の実施（2件）	（技 術 管 理 課）	9
都市計画の変更案の縦覧（2件）	（都 市 計 画 課）	9

### 【特定調達公告】

アグスタ式A109E型ヘリコプター（J A 0 2 P C）耐空検査受検整備に係る一般 競争入札の落札者等	（警 察 本 部）	10
--	-----------	----

### 【人委規則】

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	11
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	11

---

**告 示**

---

**島根県告示第395号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、出雲市伊野土地改良区の定款変更を令和7年6月26日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年7月4日

島根県知事 丸 山 達 也

---

**島根県告示第396号**

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年7月4日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所  
邑智郡美郷町上川戸743-15（国有林）
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
  - 3 解除の理由  
道路用地とするため
- 

**島根県告示第397号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年7月4日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所  
出雲市佐田町一窪田字西谷658-3、658-6、659-内1、659-1、659-2、663-2、3366-1、3368-内1、3368-4、3369、3370、3372から3375まで、3373-内1、3375-3、宇西谷道上へ660、宇西谷奥661、661-内1、661-内2、661-続1、662、662-続1から662-続3まで、宇宮ノ向3361、宇朝倉3403-1から3403-3まで
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
宇西谷658-3・659-内1・659-1・3366-1・3368-内1・3368-4・3375-3・宇西谷道上へ660・宇宮ノ向3361（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、658-6、659-2
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
-

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第398号

建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定（平成19年島根県告示第447号）の一部を次のように改正し、令和7年7月4日から施行し、この告示による改正後の建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定の規定は、同月1日から適用する。

令和7年7月4日

島根県知事 丸 山 達 也

第6号(4)を削る。

## 公 告

島根県難病患者等公費負担管理システム開発及び運用保守業務委託に係る事業予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

令和7年7月4日

島根県知事 丸 山 達 也

### 1 提案競技に付する事項

#### (1) 業務名

島根県難病患者等公費負担管理システム開発及び運用保守業務

#### (2) 業務の内容

島根県難病患者等公費負担管理システムの開発及び運用保守

#### (3) 仕様等

島根県難病患者等公費負担管理システム開発及び運用保守業務に係る提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

#### (4) 契約期間

ア 島根県難病患者等公費負担管理システム開発期間

契約の日から令和8年3月31日まで

イ 島根県難病患者等公費負担管理システム運用保守期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

#### (5) 提案価格の上限額

ア 島根県難病患者等公費負担管理システムの開発費

18,454,700円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

各年度上限額 令和7年度 0円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和8年度 3,690,940円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和9年度 3,690,940円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和10年度 3,690,940円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和11年度 3,690,940円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和12年度 3,690,940円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## イ 島根県難病患者等公費負担管理システムの運用保守費

26,895,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

各年度上限額 令和8年度 5,379,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和9年度 5,379,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和10年度 5,379,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和11年度 5,379,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和12年度 5,379,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## ウ 島根県難病患者等公費負担管理システムの開発費及び運用保守費の総額

45,349,700円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

## (1) 単独企業・法人の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 島根県税を滞納していない者であること。

ウ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

エ 島根県が実施する入札について指名停止を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

キ この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

ク 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度（日本情報処理開発協会）における認証、プライバシーマーク（日本情報処理開発協会）及びISO9001を取得していることを示す資料を提出するか、同等の体制を保持していることを示す書類を提出すること。また、SaaS等のクラウドサービスの場合は、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）認証、ISMSクラウドセキュリティ（ISO/IEC 27017）認証、日本セキュリティ監査協会のクラウド情報セキュリティ監査による認定若しくはSOC2報告書（Service Organization Control Report）を取得していることを示す資料を提出するか、同等の体制を保持していることを示す書類を提出すること。

ケ 都道府県又は指定都市において本業務内容と同種同等の業務（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく特定医療費等に係る台帳管理を行うシステムであつて、個人番号による情報連携（情報提供及び情報照会）及びPMHシステムによる情報連携（オンライン資格確認について業務システムによる自動連携が可能であること。）を有するものを導入した実績があり、当該システムが公告時において運用中であること。

## (2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(4) 企業体の名称

(7) 構成員の住所及び名称

- (エ) 代表者の氏名
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資の割合
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 取引金融機関
- (ケ) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (ク) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ソ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからカまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

オ 共同企業体の代表者は、(1)のク及びケに該当すること。

### 3 提案競技説明手続

#### (1) 提案競技説明書等の配布期間、配布場所等

##### ア 配布期間

令和7年7月4日（金）から同月16日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）

##### イ 配布場所及び問合せ先

島根県松江市殿町2番地（島根県第二分庁舎3階）

島根県健康福祉部健康推進課 難病支援第二係

（電子メール nanbyo-shien@pref.shimane.lg.jp）

##### ウ 配布手続

提案競技に必要な県の各種資料を閲覧及び受領するには、守秘義務の遵守に関する誓約書（様式5）を提出すること（持参、郵送又は電子メールによる。誓約書様式は、島根県ホームページで提供する。）。

各種資料の電子交付を希望する場合は、法人名、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先メールアドレスを明記し、(1)のイまで電子メールにて申し込むこと。

#### (2) 提案競技説明会

開催しない。

### 4 提案書の提出について

#### (1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

##### ア 提案競技参加申込書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

エ 直近の財務諸表 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

オ 県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

カ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

キ 2の(2)のアに関する協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

ク 担当者届 1部

ケ 2の(1)のクに係る事項が確認できる書類 1部（証明書の写し）

コ 2の(1)のケに係る事項が確認できる書類 1部（契約書及び仕様書の写し）

サ 提案書 5部

シ 見積書 1部

(2) 提出書類の形式

提案競技説明書による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

持参又は郵送による。

イ 提出期限

(7) (1)のアからコまでの書類については、令和7年7月30日（水）午後3時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、期限日の正午までに必着のこと。

(4) (1)のサ及びシの書類については、令和7年8月13日（水）午後3時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、期限日の正午までに必着のこと。

ウ 提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町2番地

島根県健康福祉部健康推進課 難病支援第二係 担当：遠藤

電話（直通） 0852-22-5267 F A X 0852-22-6328

電子メール nanbyo-shien@pref.shimane.lg.jp

5 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、(3)の期限までに文書により提出すること（F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 提出先は、4の(3)のウに同じ。

(3) 提出期限は、令和7年7月16日（水）午後5時までとする。

(4) 質問に対する回答は、令和7年7月23日（水）までに提案競技説明書受領者全員に対しF A X又は電子メールにより通知する。

6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、令和7年8月1日（金）までに郵送にて通知する。

7 選定方法

(1) 「島根県難病患者等公費負担管理システム開発及び運用保守業務委託に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、業務受託者の選定を行う。

(2) 審査要綱については、別途定める。

(3) 評価については、仕様書の要求に対する提案書内容及びコストの抑制（見積額）の点を考慮する。

(4) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を合算する方法により合計得点を算出する。

(5) 評価点の最も高い者を契約の予定者とする。総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、技術評価点の高いものを契約の予定者とする。

- (6) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ、審査委員会によるヒアリング及び提案競技参加者によるプレゼンテーション（補足説明）を行う。
- (7) ヒアリング及びプレゼンテーションの実施日時は、提案競技参加者に別途通知する。
- (8) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (9) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

#### 8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

#### 9 契約

##### (1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

##### (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

##### (3) 前金払

前金払は行わない。

##### (4) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

##### (5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

#### 10 その他の留意事項

- (1) 提案競技参加に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案競技及び契約の手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には原則として応じない。
- (4) 提出された書類の返却は行わない。
- (5) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (6) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

#### 11 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

4の(3)のウに同じ。

#### 12 Summary

- (1) Nature and quantity of service to be required: Development and operational maintenance of a "Public Expense Management System for Patients With Incurable Diseases" for the Shimane Prefectural Government: 1 set.
- (2) Deadline for submission of vendor qualifications: by 3:00 p.m. July 30, 2025
- (3) For further details, please contact: Health Promotion Division, Shimane Prefectural Government 2 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-5267

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、令和7年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第8条の規定により公告する。

令和7年7月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 試験日時

令和7年11月26日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験場所

松江市内

試験の実施場所は、別途知事が定め、令和7年9月26日（金）までに受験者に通知する。

3 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

試験は、次の科目について筆記試験により行う。

- (1) 毒物及び劇物に関する法規
- (2) 基礎化学
- (3) 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質、貯蔵、識別及び取扱方法

5 受験願書の請求先

島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-8501 松江市殿町1番地）に請求すること。郵送する場合は、封筒の表に「毒劇願書請求」と朱書し、110円に相当する額の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（定形郵便物として取り扱われるものに限る。）を同封すること。

なお、島根県ホームページから印刷することによっても入手することができる。

6 受験願書の受付期間

令和7年8月15日（金）から同月28日（木）までとし、郵送の場合は、簡易書留にて、同日までの日付の消印があるものを有効とする。

7 受験願書の提出先

島根県健康福祉部薬事衛生課へ提出すること。

8 提出書類

受験願書（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、裏面に氏名を記載した写真を貼り付けること。） 1通

9 受験手数料

10,500円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の正本に貼り納めること。

この収入証紙には、消印しないこと。ただし、証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書により納めることができる。この場合、証書の受取人欄には、記載しないこと。

なお、納付された受験手数料は、原則として返還しない。

10 合格者の発表

令和7年12月25日（木）に島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

#### 11 その他

- (1) この試験についての問合せは、島根県健康福祉部薬事衛生課（電話0852-22-5259）にすること。
- (2) 障がいのある者等で受験時の支援を希望する場合は、相談に応ずるので、受験願書提出時に申し出ること。

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年7月4日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 作業種類

公共測量（基準点測量）

#### 2 作業期間

令和7年7月1日から令和8年1月18日まで

#### 3 作業地域

雲南市大東町下久野地内

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について海士町長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年7月4日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 作業種類

公共測量（2級基準点測量）

#### 2 作業期間

令和7年6月25日から同年11月28日まで

#### 3 作業地域

隠岐郡海士町大字海土地内

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和7年7月4日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 都市計画の種類

旭都市計画道路

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

浜田市旭町今市及び丸原

## 3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課、浜田市建設企画課及び旭支所産業建設課

## 4 縦覧期間

令和7年7月4日から同月18日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和7年7月4日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 都市計画の種類

三隅都市計画道路

## 2 都市計画を変更する土地の区域

浜田市三隅町三隅

## 3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課、浜田市建設企画課及び三隅支所産業建設課

## 4 縦覧期間

令和7年7月4日から同月18日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和7年7月4日

島根県警察本部長 丸 山 直 紀

## 1 件名及び数量

アグスタ式A109E型ヘリコプター（J A02 P C）耐空検査受検整備 一式

## 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

## 3 落札者を決定した日

令和7年6月18日

## 4 落札者の氏名及び住所

中日本航空株式会社 広島支店 支店長 三井 創 広島県広島市西区観音新町4丁目10番2号

## 5 落札金額

87,230,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 特例公告を行った日

令和7年5月13日

### 人 事 委 員 会 規 則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月4日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

#### 島根県人事委員会規則第18号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「勤務する栄養士」の次に「、管理栄養士」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月4日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

#### 島根県人事委員会規則第19号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第13中

栄 養 士
学 校 栄 養 士

を

栄 養 士
管 理 栄 養 士
学 校 栄 養 士

に、

義肢装具士	短大3卒		1	5	3
		0	1	6	9
歯科衛生士	短大3卒		1	5	を
		0	1	6	

義肢装具士	大学卒			5	3
			0	5	8
	短大3卒		1	5	3
		0	1	6	9
歯科衛生士	大学卒			5	に、
		0	5		
	短大3卒		1	5	

		0	1	6	

歯 科 技 工 士	短 大 3 卒		1	5	を
		0	1	6	

歯 科 技 工 士	大 学 卒			5	に改める。
			0	5	
	短 大 3 卒		1	5	
		0	1	6	

別表第13備考1中「、栄養士」の次に「、管理栄養士」を加える。

別表第23中	診療放射線技師	大 学 卒	2 級 1 号 給	を
		短 大 3 卒	1 級 17 号 給	
	診療エックス線技師	短 大 卒	1 級 11 号 給	

診療放射線技師	大 学 卒	2 級 1 号 給
	短 大 3 卒	1 級 17 号 給

に、

栄養士及び学校栄養士
------------

を

栄養士 管理栄養士 学校栄養士
-----------------------

に、

義肢装具士	短 大 3 卒	1 級 17 号 給
-------	---------	------------

を

義肢装具士	大 学 卒	2 級 1 号 給
	短 大 3 卒	1 級 17 号 給

に、

歯 科 衛 生 士	短 大 3 卒	1 級 17 号 給
	短 大 2 卒	1 級 11 号 給

を

歯 科 衛 生 士	大 学 卒	2 級 1 号 給
	短 大 3 卒	1 級 17 号 給
	短 大 2 卒	1 級 11 号 給

に、

歯 科 技 工 士	短 大 3 卒	1 級 17 号 給
	短 大 2 卒	1 級 11 号 給

を

歯 科 技 工 士	大 学 卒	2 級 1 号 給
	短 大 3 卒	1 級 17 号 給
	短 大 2 卒	1 級 11 号 給

に改め

る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。